

一般社団法人日本癌治療学会認定がん医療ネットワークナビゲーター制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 我が国におけるがん医療の発展と進歩を促し、国民の福祉に貢献することを目的として、一般社団法人日本癌治療学会（本規則及び運用細則において「本法人」と略す。）は認定がん医療ネットワークナビゲーター制度を定める。

(定義)

第2条 本法人認定がん医療ネットワークナビゲーター（本規則及び運用細則において「認定がんナビゲーター」と略す。）は、2次医療圏でのがんの啓発活動を行うに十分な知識と素養を修得した者である。ただし、医療介入に関してはこれを禁ずる。

第3条 本法人認定がん医療ネットワークシニアナビゲーター（本規則及び運用細則において「認定がんシニアナビゲーター」と略す。）は、がん医療を受けるために必要な医療関連情報、生活支援情報等に関する適切な助言・提案・支援を行うに十分な知識と素養を修得した者である。ただし、医療介入に関してはこれを禁ずる。

(業務)

第4条 認定がんナビゲーターの業務は以下のように規定する。

- (1) 地域におけるがん診療情報や医療サービス情報を収集する。
- (2) 地域におけるがん診療情報や医療サービス情報を提供する。
- (3) 地域のがん診療連携活動に参加する。
- (4) (1)から(3)の業務を原則として認定がんシニアナビゲーターと連携して行う。
- (5) 医療介入またはこれに相当する可能性のある行為は行わない。

第5条 認定がんシニアナビゲーターの業務は以下のように規定する。

- (1) 地域におけるがん診療情報や医療サービス情報を収集する。
- (2) がん患者・家族等の求めに応じ、がん診療情報や医療サービス情報を適切に提供する。
- (3) 地域連携クリティカルパスの運用支援を行う。
- (4) 臨床試験・治験に関する情報を適切に提供する。
- (5) がん診療連携拠点病院の相談支援センターと連携し、地域のがん診療連携活動を推進する。
- (6) 地域の認定がんナビゲーターの支援を行う。
- (7) 医療介入またはこれに相当する可能性のある行為は行わない。

(個人情報保護および秘密保持)

第6条 認定がんナビゲーター・認定がんシニアナビゲーターは、その職務履行に際して、個人情報保護義務および秘密保持義務を負う。

- 2 患者との秘密保持契約を結ぶ。
- 3 退任後も業務上知り得た情報を外部に漏洩してはならない。

(委員会・ワーキンググループの設置)

第7条 本法人は、がん医療ネットワーク制度運営のために、一般社団法人日本癌治療学会がん診療連携・認定ネットワークナビゲーター委員会（本規則及び運用細則において「本委員会」と略す。）とワーキンググループ（本規則及び運用細則において「WG」と略す。）を置く。

第8条 本委員会、WGの構成及び運営については、別に定める。

第2章 認定がん医療ネットワークナビゲーター

（申請資格）

第9条 認定がんナビゲーターの認定を申請する者は、下記の条件をすべて満たすことを要する。各条件の詳細は細則に定める。

- (1) 本法人の定める e ラーニングシステムにおいて最新のすべての科目を聴講し、小テストを受験して合格していること。
- (2) 申請時にかん医療に関わる地域医療ネットワークに参加している施設もしくは組織に所属していること。

第3章 認定がん医療ネットワークシニアナビゲーター

（申請資格）

第10条 認定がんシニアナビゲーターの認定を申請する者は、下記の条件をすべて満たすことを要する。各条件の詳細は細則に定める。

- (1) 認定がんナビゲーターの資格を有するもの。
- (2) 認定がんナビゲーター認定後、本法人の定める e ラーニングシステムにおいて最新のすべての科目を聴講し、小テストを受験して合格していること。
- (3) 本法人の指定するセミナーを受講していること。
- (4) 本法人の定める認定見学施設において、本法人の定める地域医療ネットワークの実地見学を修了し、指導責任者による証明がなされていること。
- (5) 申請時にかん医療に関わる地域医療ネットワークに参加している施設もしくは組織に所属していること。

第4章 認定

（認定）

第11条 がん医療ネットワークナビゲーター制度検討ワーキンググループ（本規則及び運用細則において「制度検討 WG」と略す。）は、申請書類によって新規申請者の認定資格を審査し、その結果は、本委員会委員長を通じて、本法人理事会において承認される。

（認定の取り消し）

第12条 認定された後、認定がんナビゲーター・認定がんシニアナビゲーターとしてふさわしくない行為が認められた場合、申請書類に虚偽が認められたときは、制度検討 WG の審議を経て、本委員会委員長を通じて本法人理事会に答申し、本法人理事会の議決を経て、認定がんナビゲーター・認定がんシニアナビゲーターの対象から除外する。ただし、本人の意志に反する場合、その新規申請者に対

- し、それぞれの議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 2 前項に基づき認定がんナビゲーター・認定がんシニアナビゲーターとして認定されなかった者は、その日から3年間、認定がんナビゲーター・認定がんシニアナビゲーターの申請することを認めない。
 - 3 制度検討WGは、第2項に基づき新規申請者を認定がんナビゲーター・認定がんシニアナビゲーターとして認定しなかった場合は、その旨を申請者に通知する。

第5章 更新

(申請資格)

第13条 認定日から5年ごとの更新とし、更新時の条件は、別に定める。

- 2 更新申請を正当な理由で行えない場合は、更新猶予申請書及び更新申請を行えない理由を証明するものを提出し、本法人理事会の承認を得なければならない。

(申請方法)

第14条 更新を希望する者は、本法人ホームページより申請する。

(認定)

第15条 制度検討WGは、申請書類によって更新申請者の認定資格を審査し、その結果は、本委員会委員長を通じて、本法人理事会において承認される。

(認定の取り消し)

第16条 次に掲げる各号に該当する者は、制度検討WGで審議し、本委員会委員長を通じて本法人理事会に答申し、本法人理事会の議を経て、認定がんナビゲーター・認定がんシニアナビゲーターの認定を抹消する。ただし、本人の意志に反する場合、その認定がんナビゲーター・認定がんシニアナビゲーターに対し、それぞれの議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 正当な理由を付して、認定がんナビゲーター・認定がんシニアナビゲーターとしての登録を辞退した者。
- (2) 認定がんナビゲーター・認定がんシニアナビゲーターの更新申請を行わなかった者。ただし、更新猶予申請が承認された者は、この限りではない。
- (3) 申請書に虚偽が認められた者。
- (4) その他、認定がんナビゲーター・認定がんシニアナビゲーターとして不相当と認められた者。

(復活、再申請)

第17条 やむを得ない事情により認定がんナビゲーター・認定がんシニアナビゲーターの認定を抹消された者については、本法人理事会の議を経て、認定の復活を認めることができる。

- 2 前条第1号および第2号に基づき認定を抹消された者は、抹消された翌年以降に新規申請を行なうことができる。
- 3 前条第3号に基づき認定を抹消された者は、新規申請を行うことができるが、抹消された日から3年間は、これを認めない。また、制度検討WGは、その者の所属する施設責任者に、その旨を通知する。

第6章 認定がんナビゲーター指導責任者

(指導責任者)

第 18 条 次の各号に定めるすべての資格条件を満たすものを指導責任者として認める。

- (1) 原則として日本癌治療学会正会員である。
- (2) 原則として日本がん治療認定医機構の認定するがん治療認定医である。
- (3) 本法人の定める認定見学施設に常勤する者である。
- (4) 地域のがん医療ネットワークの構築・運営に責任ある立場の者である。
- (5) その他、施設からの申請に基づき本法人より承認された者である。

(業務)

第 19 条 都道府県がん医療ネットワークナビゲーター地域指導責任者と協議し、実地見学希望者の受け入れを決定する。

- 2 がん相談支援センター相談員等の指導責任者が認める協力者と連携する。
- 3 実地見学希望者と実地見学のスケジュールを調整する。その際、必要なら、外来部門、カンサーボード、緩和ケアチームとの調整を行う。
- 4 見学に責任を負い、認定がんシニアナビゲーターとしての適正を評価する。
- 5 見学生が将来認定がんシニアナビゲーターとして活動する場所を相談して決める。

(申請・変更)

第 20 条 認定・変更を希望する者は、認定見学施設申請書を本法人に申請する。

(認定)

第 21 条 制度規則第 11 条の規定を準用する。この場合の認定がんナビゲーターは認定がんナビゲーター指導責任者に読み替えるものとする。

(認定証の交付)

第 22 条 認定証を授与し、ホームページで速やかに公知する。

(失効)

第 23 条 認定がんナビゲーター指導責任者資格は、制度規則第 18 条に定められたすべての資格条件を満たさなくなった時点で失効する。

第 7 章 認定見学施設

(申請資格)

第 24 条 申請により、制度規則第 18 条に定める指導責任者 1 名以上が常勤し、指導責任者の下に十分な指導体制がとられていることを必須要件とし、次の各号に定めるいずれかの資格を有する施設を認定見学施設として認定する。

- (1) 全国がんセンター協議会加盟施設
- (2) 特定機能病院
- (3) 都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院
- (4) その他、施設からの申請に基づき本法人により承認された施設

(その他、本法人により承認された施設)

第 25 条 「その他、本法人により承認された施設」は制度検討 WG で協議し、本委員会委員長を通じて、本法人理事会において承認される。

(申請・変更)

第 26 条 認定・変更を希望する施設は、認定見学施設申請書を本法人に提出し申請する。ただし、制度規則第 24 条第 4 号の施設は、申請資格を証明する書類を添えて本法人に申請する。

(認定証の交付)

第 27 条 制度規則第 11 条の規定を準用する。

第 8 章 都道府県がん医療ネットワークナビゲーター地域指導責任者

(定義及び業務)

第 28 条 都道府県ごとに指導、監督、助言する立場の指導責任者を置き、制度検討 WG で審査し、本委員会委員長を通じて本法人理事会において承認される。

2 地域の実情に応じて実地見学施設の指導責任者と協議を行い、実地見学希望者の指定見学施設を決定する。

3 実地見学希望者の問い合わせに応じて、希望者が所属しているネットワークが、本法人の定める地域医療ネットワークに該当するかについて判断を行う。場合によっては制度検討 WG と協議を行う。

4 希望者がネットワークに所属していないと判断された場合は、適切なネットワークに所属するように勧める。

第 29 条 認定証を授与する。

第 9 章 規則の変更

第 30 条 この規則の変更は、制度検討 WG において検討し、本委員会委員長を通じて本法人理事会の承認を得て行う。

補 則

第 31 条 本規則の施行に伴う細則は、別に定める。

附 則

1. 本規則は平成 25 年 7 月 31 日より施行する。
2. 本規則は平成 26 年 6 月 20 日より施行する。
3. 本規則は平成 26 年 11 月 19 日より施行する。
4. 本規則は平成 28 年 7 月 8 日より施行する。
5. 本規則は平成 29 年 4 月 6 日より施行する。
6. 本規則は 2018 年 7 月 3 日より施行する。
7. 本規則は 2019 年 2 月 13 日より施行する。
8. 本規則は 2020 年 7 月 21 日より施行する。
9. 本規則は 2023 年 7 月 24 日より施行する。